



発行 新潟県

第 78 号

令和8年10月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 784 保安林の指定予定（治山課）
- 785 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 786 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 787 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 788 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 789 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 790 建築基準法による道路位置の廃止（建築住宅課）

公 告

特定施設の新設（地域産業振興課）

告 示

◎新潟県告示第784号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年10月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県胎内市須巻字貝喰1005の5、字鳥越990の2、991から994まで、994の1、995の2、997の1、997の4、997の5、999の1、1000

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び胎内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第785号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区の定款の変更を令和8年9月24日認可した。

令和8年10月6日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第 786 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、上越市の関川水系土地改良区の定款の変更を令和 8 年 9 月 17 日認可した。

令和 8 年 10 月 6 日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第 787 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、上越市の三和土地改良区の定款の変更を令和 8 年 9 月 17 日認可した。

令和 8 年 10 月 6 日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第 788 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営朝日池北部地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 6 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和 8 年 10 月 7 日から令和 8 年 11 月 5 日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記 (1) の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して 6 か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記 (1) の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第 789 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営清里第 2 地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 6 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年10月7日から令和8年11月5日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第790号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

令和8年10月6日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 廃止した指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 廃止の年月日

令和8年9月15日

3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
○廃止した部分(昭和46年5月14日指定の全部) 南魚沼市六日町字仲田942番4の一部、942番6、942番16の一部、942番17、942番18	4.00	24.20

公 告

特定施設の新設について(公告)

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例(平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定により、次のとおり、特定施設の新設の届出があったので、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係市町村(当該特定施設の新設の予定地の所在する市町村(以下「立地市町村」という。)、立地市町村に隣接する市町村及び条例第11条第2項の規定により知事が指定した市町村をいう。)の住民等(当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。)は、この届出に関し、条例第13条第2項の規定により、この公告の日から3か月以内に県に対して、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

令和8年10月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (1) 名 称 イオンリテール株式会社
 - (2) 住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 古澤 康之
- 2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (1) 名 称 ・イオンリテール株式会社
・ほか未定
 - (2) 住 所 ・千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
・ほか未定
 - (3) 代表者の氏名 ・代表取締役 古澤 康之
・ほか未定
- 3 特定施設の名称
(仮称) イオン堀之内
- 4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積
 - (1) 所在地 新潟市中央区堀之内字浦沢55番地1 外30筆
 - (2) 敷地の面積 15,934平方メートル
- 5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
 - (1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日
令和9年9月(予定)
 - (2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
令和9年11月(予定)
- 6 特定施設の新設をする日
令和10年11月(予定)
- 7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計
 - (1) 特定施設の床面積の合計
19,083平方メートル
 - (2) 特定施設の店舗面積の合計
7,173平方メートル
- 8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域
 - (1) 特定施設の集客予定数
1日当たり約9,800人
 - (2) 特定施設の集客を予定している区域
新潟市の区域
- 9 届出年月日
令和8年9月11日
- 10 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村産業部観光商工課及び田上町産業振興課でも閲覧可能)
- 11 縦覧期間
令和8年10月6日から令和9年1月6日まで
- 12 条例に関する事項、意見の陳述の方法その他の事項に関する問合せ先
産業労働部地域産業振興課小規模企業支援係
電話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp